

平衡機能障害

平衡機能障害は、姿勢を調節する機能の障害であり、四肢体幹に異常がないにも関わらず起立や歩行に何らかの異常を来す。等級は、3級と5級のみが設定されている。

<3級>

3級の平衡機能障害者は、目を閉じた状態で起立を維持することが出来ず、開眼でも直線を歩行中10メートル以内で転倒したり、著しくよろめき、歩行を中断せざるを得なくなる。雇用事例はごく少なかったが、企業の配慮内容にも、そうした歩行に関する配慮として、職場に近い住居の確保や、手すり、洋式トイレ、スロープの設置、就労機器の改善等が回答されている。

<5級>

5級の平衡機能障害者は閉眼で同様に直線を歩行中10メートル以内で転倒もしくは著しいよろめきにより歩行を中断せざるを得なくなるものであるが、起立の維持は可能であり、開眼であれば、10メートル以上の歩行も可能である。具体的に企業が配慮している障害に対応する配慮内容としては、通勤への配慮（送迎バスや交通事故防止の指導）や作業量の軽減といったものがある。

[平衡 3級 詳細表]

平衡機能障害3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 8
人数 2

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	4			
便所の改善	1	50%	洋式トイレの設置。手すりの設置	1
玄関等のアプローチの改善	1	50%	スロープ形式に改善	1
室内出入口の改善	1	50%	手すりの設置	1
建物に関する他の改善	1	50%	作業場に併設した浴室の設置	1
作業の改善	1			
就労機器(製造部門機器)の改善	1	50%	改造ミシンの購入	1
その他の労働環境への配慮	3			
住宅への配慮	1	50%	事業主宅の2階を貸して住居としている	1
相談員、カウンセラーの配置	1	50%	障害者職業生活相談員の配置	1
コミュニケーションへの配慮	1	50%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	1

[平衡 5級 詳細表]

平衡機能障害5級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 10

人数 7

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
その他の労働環境への配慮	10			
通勤への配慮	3	43%	通勤用送迎バスを使用 車で通勤なので交通事故防止について日常指導	2 1
相談員、カウンセラーの配置	1	14%	生活相談員によるカウンセリングをその都度実施	1
労働条件への配慮	2	29%	負担のかからないよう作業内容の軽減	1
コミュニケーションへの配慮	5	71%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	5

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

<3級>

3級の音声機能、言語機能障害者は、音声を発することができないか、発声しても言語機能を喪失した状態にある。従って、音声言語を利用したコミュニケーションがほぼ不可能であり、意志疎通には補助具や何らかの代替手段が必要になる。3級のそしゃく機能障害者は、ものを食べるときに口を使うことが出来ないため、チューブによって食物を直接胃に流し込まなければならない。

今回の事例の中で、音声機能、言語機能の障害と、そしゃく機能の障害をもった人の割合がそれぞれの程度であるのかは、それらを区分して把握していないため分からないが、3級の障害者に対する企業側の配慮事項のトップは、コミュニケーションへの配慮であり（レクリエーション・ミーティング・懇親会）、続いて通勤への配慮、家族との連携といった事項が多い。筆談による意志疎通を行っている企業や、勤務時間内に有給扱いで通院を許可している企業もある。

<4級>

4級の音声、言語機能障害では、発声は出来るが周囲の人には聞き取りにくい、あるいは理解し難い状態であり、3級同様、何らかの代替手段が必要となる場合もある。企業から寄せられた配慮内容では、やはりコミュニケーションへの配慮が最も多いが、具体的な内容としてはレクリエーション・ミーティング・懇親会への参加の他、コミュニケーターの導入、周囲に事情を良く説明する、周囲が本人の声に慣れ自信を持たせるなど、障害特有の配慮もみられる。また労働条件面で、業務内容の見直し（電話の取り扱いをしなくてすむようにする、顧客業務の軽減、情報処理中心の業務への組み替えなど）も行われている。

なお、そしゃく機能障害の場合の4級は、かみ合わせが悪く食事に時間がかかるなど食事摂取が不利、不便な状態と規定されているが、既述のように、音声、言語、そしゃくの各障害を区別して把握していないため詳細は把握できない。ちなみに企業から寄せられた配慮内容では、特に食事に関する配慮はみられなかった。

[音声言語 3級 詳細表]

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級

事務的職業				件数	9
				人数	4
配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容		
その他の労働環境への配慮	9				
通勤への配慮	1	25.0%	通勤用送迎バスを使用		1
家族との連携	1	25.0%	必要に応じて連絡をとり合う。		1
相談員、カウンセラーの配置	1	25.0%	相談員を設置(上司、事務長などの日常的ヒアリングを含む)		1
健康管理への配慮	1	25.0%	通院の必要がある場合認めている		1
労働条件への配慮	1	25.0%	労働時間短縮、残業の規制		1
コミュニケーションへの配慮	2	50.0%	2ヶ月に1度個人面談を実施し、年1回日帰りバスツアーを実施 会社の行事に家族を招待		1 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	1	25.0%	安全衛生面の配慮をしている。		1
障害者への教育・訓練	1	25.0%	OJTを基本にした職場教育		1

【音声言語 3級 総括表】

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合 (人数17人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	11	65%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	8	47%
			本人から自由な意見を聴取し業務計画等に反映させる	2	12%
2 通勤への配慮	5	29%	筆談による意思伝達	1	6%
			通勤用送迎バスを使用	3	18%
			駐車場は便利のよい場所を優先指定	1	6%
3 家族との連携	4	24%	交通安全指導の実施	1	6%
			電話にて連携をとっている	3	18%
4 健康管理への配慮	4	24%	会社の行事に家族を招待	1	6%
			年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施	2	12%
5 障害者への教育・訓練	4	24%	勤務時間内通院の承認	1	6%
			火・金曜日に医師派遣による医務室での診療	1	6%
			先輩や上司がマンツーマンで実務指導。	2	12%
			新しい機械器具の導入時には個別に操作説明を行っている	1	6%
6 管理職及び職員の教育、啓蒙	3	18%	OJTを基本にした職場教育	1	6%
			総合教育の一部に繰り込んで、障害別の心理的配慮を重点に教育。	1	6%
			幹部との会合で社長の雇用管理方針を訓示し浸透を図る	1	6%
7 相談員、カウンセラーの配置	3	18%	コミュニケーションの積極化	1	6%
			悩み事等を気楽に話せる様に、人事課内から中高年者を選んだ。	1	6%
			障害者職業生活相談員の下に幹部2人を補助者に置いている	1	6%
8 駐車施設の改善	2	12%	医務室にて健康状態等の相談が受けられるよう配慮	1	6%
9 労働条件への配慮	2	12%	専用駐車場の確保、拡張	2	12%
			労働時間短縮、残業の規制	2	12%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

喉に悪影響が無いように作業場所を配慮(空調のある場所を選ぶ) (安全設備の改善)

[音声言語 3級 詳細表]

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 40
人数 17

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	2			
駐車施設の改善	2	11.8%	専用駐車場の確保、拡張	2
作業の改善	1			
安全設備の改善	1	5.9%	喉に悪影響が無いように作業場所を配慮(空調のある場所を選ぶ)	1
その他の労働環境への配慮	38			
通勤への配慮	5	29.4%	通勤用送迎バスを使用 駐車場は便利のよい場所を優先指定 交通安全指導の実施	3 1 1
家族との連携	4	23.5%	電話にて連携をとっている 会社の行事に家族を招待	3 1
相談員、カウンセラーの配置	3	17.6%	悩み事等を気楽に話せる様に、人事課内から中高年者を選んだ。 障害者職業生活相談員の下に幹部2人を補助者に置いている 医務室にて健康状態等の相談が受けられるよう配慮	1 1 1
健康管理への配慮	4	23.5%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施 勤務時間内通院の承認 火・金曜日に医師派遣による医務室での診療	2 1 1
労働条件への配慮	2	11.8%	労働時間短縮、残業の規制	2
コミュニケーションへの配慮	11	64.7%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 本人から自由な意見を聴取し業務計画等に反映させる 筆談による意思伝達	8 2 1
職場介助者等作業補助者の配置	1	5.9%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	3	17.6%	総合教育の一部に繰り込んで、障害別の心理的配慮を重点に教育。 幹部との会合で社長の雇用管理方針を訓示し浸透を図る コミュニケーションの積極化	1 1 1
障害者への教育・訓練	4	23.5%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導。 新しい機械器具の導入時には個別に操作説明を行っている OJTを基本にした職場教育	2 1 1

[音声言語 4級 詳細表]

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害4級

事務的職業

件数 25
人数 7

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	3			
玄関等のアプローチの改善	1	14.3%	エレベーターの設置	1
駐車施設の改善	1	14.3%	専用の駐車場を設置	1
避難施設の改善	1	14.3%	非常口サインの設置	1
作業の改善	1			
安全設備の改善	1	14.3%	安全スペースの確保	1
その他の労働環境への配慮	21			
コミュニケーション機器の導入	1	14.3%	コミュニケーターの購入	1
住宅への配慮	1	14.3%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	1
相談員、カウンセラーの配置	2	28.6%	相談員を設置(上司、事務長などの日常的ヒアリングを含む)	2
健康管理への配慮	3	42.9%	年2回定期健康診断・人間ドック・早期受診・検診の実施 日常会話の中で音声の状態を日々チェック	2 1
労働条件への配慮	3	42.9%	音声障害が原因で旅客とのトラブルがないよう閑散時勤務を基本にしている 電話の取扱はさせない 当人の障害を考慮し、情報処理を中心にした業務プログラムを組む	1 1 1
コミュニケーションへの配慮	5	71.4%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 コミュニケーターの導入により社員との意思疎通を容易にした 極力会話の回数を増やし本人の声に慣れ、本人に自信を持たせる 当人の事情をよく説明し、人間関係も良好になるようにする。	2 1 1 1
管理職及び職員の教育、啓蒙	3	42.9%	人権研修や障害者懇談会への参加 所属長に業務内容等に関しての配慮を要請	2 1
障害者への教育・訓練	3	42.9%	OA機器の操作教育。 会社での実務を通じて職場に慣れる事を目的とする職場適応訓練 聞きとりにくい音声はわからないと伝え、正しい発声を習得させる	1 1 1

【音声言語 4級 総括表】

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害4級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合（人数30人）

配慮・改善事項	頻度		具体的内容	頻度	
	件	(%)		件	(%)
1 コミュニケーションへの配慮	17	57%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	16	53%
2 相談員、カウンセラーの配置	8	27%	相談員を設置(上司、事務長などの日常的ヒアリングを含む)	8	27%
3 家族との連携	7	23%	就労状況の報告等を電話で行う 近隣者や家族との連絡体制の確立	4	13%
4 障害者への教育・訓練	5	17%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導。	2	7%
5 管理職及び職員の教育、啓蒙	4	13%	ミーティング等で、障害者理解を促進	3	10%
6 健康管理への配慮	4	13%	産業医による定期的カウンセリングの実施	2	7%
7 労働条件への配慮	4	13%	労働時間短縮、残業の規制	4	13%
8 通勤への配慮	3	10%	(自家用自動車通勤の許可)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

連絡ノート又は文書による連絡(家族との連携)

寮や職場に専用ファックスを設置(コミュニケーション機器の導入)

〔音声言語 4級 詳細表〕

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害4級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 55
人数 30

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	1			
廊下・通路の改善	1	3.3%	階段をこわがるので手すりをつけた	1
その他の労働環境への配慮 57				
コミュニケーション機器の導入	1	3.3%	専用ファックスの設置	1
勤務時間	2	6.7%	労働時間短縮、残業の規制	1
通勤への配慮	3	10.0%	自家用自動車通勤を許可	1
住宅への配慮	1	3.3%	寮にファックスを設置	1
家族との連携	7	23.3%	就労状況の報告等を電話で行う 近隣者や家族との連絡体制の確立 連絡ノート又は文書による連絡	4 2 1
相談員、カウンセラーの配置	8	26.7%	相談員を設置(上司、事務長などの日常的ヒアリングを含む)	8
健康管理への配慮	4	13.3%	産業医による定期的カウンセリングの実施 通院のための時間的配慮 年2回定期健康診断	2 1 1
労働条件への配慮	4	13.3%	労働時間短縮、残業の規制	4
コミュニケーションへの配慮	17	56.7%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 寮にファックスを設置	16 1
職場介助者等作業補助者の配置	1	3.3%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	1
管理職及び職員の教育、啓蒙	4	13.3%	ミーティング等で、障害者理解を促進 管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む	3 1
障害者への教育・訓練	5	16.7%	先輩や上司がマンツーマンで実務指導 所長同行のもとで実務体験をさせ、仕事の流れを覚えてもらう 直属の所属長中心に段階的に作業手順等を指導 入社時に熟達者を専従配置し、納得するまで教育実施	2 1 1 1